

第4期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 背景及び目的

(1) 背景

- 本県のニホンジカは貴重な地域個体群であり、昭和30年代前半には戦後の乱獲等により生息数が著しく減少
- それ以来、個体群の回復に努めてきたが、生息数が増加に転じ、生息域も拡大
- 生息数の増加や生息域の拡大に伴い、生活環境、農林業及び生態系に係る被害が増加

(2) 目的

ニホンジカによる被害の軽減及びニホンジカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）

ニホンジカ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 管理を行う区域

山口県全域

5 管理の目標等

(1) 現状

- 生息状況
 - ・主な生息域は県西部の3市（下関市、長門市、美祢市）であるが、周辺の市町でも生息が確認
 - ・平成27年度末の生息数は、県内で約2万3千頭と推定
- 捕獲状況
 - ・狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲頭数は年々増加
 - ・平成27年度は新たに指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、過去最高の捕獲頭数
(H25：3,533頭、H26：3,616頭、H27：5,299頭)

(2) 被害状況及び被害防除対策

- 農林業被害は造林木、水稻、野菜類等を中心に平成27年度で約9千万円
- 野生鳥獣全体に占めるシカの農林業被害額は増加傾向
- 被害防除対策は、防護柵の設置を中心に実施

(3) 管理の基本的な考え方及び目標等

- 基本的な考え方
自然条件下において、生活環境、農林業及び生態系被害のない安定した状態への個体群の誘導・維持
- 管理目標
本計画の終期における生息頭数を16,000頭まで誘導

6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

- 規制緩和による狩猟の強化、被害に応じた有害鳥獣捕獲の実施に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に活用

(2) 個体群管理の目標

- 管理目標を達成するため、5,200頭を目安に、毎年度実施する調査での推定生息数や捕獲状況に基づき、当該年度の捕獲目標頭数を決定

(3) 個体群管理の方法

- 狩猟の促進
 - ・法定の狩猟期間を11月1日から3月31日まで延長
 - ・国による1日当たりの捕獲制限（1日1頭）を解除
 - ・くくりわなの輪の直径を12cmから15cmに緩和
 - ・下関市、長門市の「くくりわな架設禁止区域」を「くくりわな架設制限区域」に変更し、シカ専用くくりわなについては区域全体において、足くくりわなについては特定猟具（銃器）使用禁止区域等での使用を可能とする規制緩和を実施
 - ※架設制限区域：県の承認により架設が可能となる。
- 有害鳥獣捕獲の促進や捕獲技術の研究・開発の推進
- 狩猟免許試験PRや研修の実施による狩猟者の確保・育成
- 農林業者の狩猟免許取得など地域ぐるみの捕獲の推進

7 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

(1) 実施期間

主に11月1日から翌年3月31日までの5ヶ月間

(2) 実施区域

下関市、長門市、美祢市、宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市及び阿武町の計7市1町

(3) 事業の目標

- 当該年度の捕獲目標頭数を達成するため、狩猟や有害鳥獣捕獲の状況等を考慮し、目標頭数を決定
- 個体数を効果的に抑制するため、主にメスジカを捕獲

(4) 事業の実施者

山口県とし、その実施を認定鳥獣捕獲等事業者へ委託

8 生息地の保護及び整備に関する事項

- 鳥獣保護区等の指定による生息環境を保護
- 人の生活空間とシカの生息場所の棲み分けができるよう
緩衝帯整備を行い、生息地を管理

9 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

適切な捕獲と合わせ、効果的な被害防除対策を推進するため、農林業者への普及啓発等を実施

(2) 調査研究

市町や関係団体、研究機関等との連携の下、捕獲実績や被害防除対策の効果検証等の調査研究

(3) 計画の推進体制

- 行政、関係団体、関係者等の管理に関する合意形成
- 市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関との連携強化

(4) 計画の進行管理

- 被害・捕獲状況等を基にした計画の進行管理
- 山口県シカ対策検討会や山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会における計画の進捗状況の評価